

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）

改正後	改正前
目次 第一章 定義（第一条） 第二章 控除資産の額（第二条） 第三章 市場リスク相当額 第一節 総則（第三条） 第二節 標準的方式（第四条―第九条） 第三節 内部管理モデル方式（第十条―第十四条） 第四節 証券化証券等（第十四条の二―第十四条の十二） 第四章 取引先リスク相当額（第十五条―第十五条の七） 第五章 基礎的リスク相当額（第十六条） 第六章 雑則（第十七条―第十九条） 附則 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 金融機関等 次に掲げるものをいう。	目次 第一章 定義（第一条） 第二章 控除資産の額（第二条） 第三章 市場リスク相当額 第一節 総則（第三条） 第二節 標準的方式（第四条―第九条） 第三節 内部管理モデル方式（第十条―第十四条） 第四章 取引先リスク相当額（第十五条） 第五章 基礎的リスク相当額（第十六条） 第六章 雑則（第十七条・第十八条） 附則 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イゝチ (略)

リ 国際機関 (国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同じ。)

五〇二十一 (略)

二十二 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産のポジションをいう。

二三〇三十八 (略)

(削る)

三九・四一 (略)

四十一 政府債 指定国 (指定国の中央銀行を含む。)、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体の発行する債券並びに指定国の政府 (中央銀行を含む。) が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし

イゝチ (略)

リ 国際機関

五〇二十一 (略)

二十二 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産 (オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。) のポジションをいう。

二三〇三十八 (略)

三十九 流動性の高いポートフォリオ すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価総額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価総額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の概ね五パーセントに相当する額を超えないポートフォリオをいう。

四一・四二 (略)

四十二 政府債 指定国 (指定国の中央銀行を含む。) の発行する債券並びに指定国の政府 (中央銀行を含む。) が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されている

し、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

四十二・四十三 (略)

四十四 バック・テストイング 第十一条第一項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うこと(第十五条の四第二号に規定するものを除く。)をいう。

四十五 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うこと(第十五条の四第二号に規定するものを除く。)をいう。

四十六・五十三 (略)

五十四 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の關係にある二以上の有価証券等に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

五十五 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化証券等である取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等(再証券化証券等を除く。)である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は最終指定親会社及び

ものを除く。

四十三・四十四 (略)

四十五 バック・テストイング 第十条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

四十六 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

四十七・五十四 (略)

(新設)

(新設)

その子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第三百十号。以下「川上連結告示」という。）第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

五十六 証券化証券等 証券化取引に係る有価証券等をいう。

（新設）

五十七 再証券化証券等 再証券化取引に係る有価証券等をいう。

（新設）

五十八 信用補完機能を持つMOSトリップス 資産譲渡型証券化

（新設）

取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であつて、当該証券化取引に係る他の証券化証券等に対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

五十九 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

（新設）

イ 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げ

る事由に係る取引

ロ 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ 法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

六十 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は
資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて
最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了
するものをいう。

六十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・
デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらにつ
いてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づい
て信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャ
ッシュ・フローを受け取るタイミミングと証券化証券等の元利払い
のタイミミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資
産に係るキャッシュ・フローが証券化証券等の元利払いに不足す
る事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダード
バイ契約、クレジットライン等をいう。第十四条の三第二項におい
て同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲
げる性質の全てを満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

（新設）

（新設）

（新設）

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化証券等に適格格付業者が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化証券等に付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受け得る信用補完が全て利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

六十三 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第六十九号及び第三章において同じ。）をいう。

六十四 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものという。

イ 定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行

（新設）

（新設）

のために必要なものに限定されること。

ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

六十五 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ 第三者から有価証券等を取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十六 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

六十七 信用リスク区分 適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

六十八 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第六十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同じ。）

について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効果を發揮するポジションをいう。

六十九 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

七十 子法人等 法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

七十一 原資産 証券化取引に係るものは次のイ又はロに掲げるものをいい、オプション取引に係るものは次のハに掲げるものをいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被担保債権又は被担保債権等

ハ オプションの行使の対象となる資産又は取引

七十二 合成型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十三 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻し又は売戻条件付売買をいう。

七十四 適格金融資産担保 次に掲げるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ	現金及び預金
ロ	金
ハ	政府債
ニ	指定国以外の国の中央政府並びに中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―4以上であるもの
ホ	ハ及びニに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であるもの
ヘ	適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が5―3以上である短期の債券
ト	適格格付業者が格付を付与していない債券であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの
(1)	発行者が第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる主体であること。
(2)	取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）、「店頭売買有価証券市場」（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。チにおいて同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）において売買されていること。

(3) 其他の債権に劣後するものでないこと。

(4) 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付業者が、4―3又は5―3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

(5) 金融商品取引業者が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4―3又は5―3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(6) 当該債券に十分な流動性があること。

チ 上場株式（取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されている株式をいう。第十三条の第二項において同じ。）

リ 投資信託その他これに類する商品（以下この号において「投資信託等」という。）であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 投資対象がイからチまでに掲げる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

(2) 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（控除すべき固定資産等）

第二条 府令第一百七十七条第一項第六号に規定する金融庁長官が定めるものは、次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされる

（控除すべき固定資産等）

第二条 府令第一百七十七条第八項に規定する評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、この章の規定に基づき算出し

ものをいい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。

2ゝ6 (略)

(標準的方式)

第四条 (略)

2ゝ5 (略)

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引の原資産の時価額に第二条第六項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率（原資産が証券化証券等である場合は、第十四条の二に規定する信用リスク区分に応じたりスク・ウェイト）を乗じて得た額

二・三 (略)

7ゝ9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等（証券化証券等を除く。）については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによつて取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク

た額をいう。

2ゝ6 (略)

(標準的方式)

第四条 (略)

2ゝ5 (略)

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引の原資産の時価額に第二条第六項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

二・三 (略)

7ゝ9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによつて取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使によ

相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	有価証券等の区分
					(略)	(略)			
		(略)	(略)		(略)	(略)			
		(略)			(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	率（パーセント）
(略)	(略)								
(略)	(略)								

り取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	有価証券等の区分
					(略)	(略)			
		(略)	(略)		(略)	(略)			
		(略)			(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	率（パーセント）
(略)	(略)								
(略)	(略)								

(略)	(略)
-----	-----

11 (略)

(株式リスク相当額)

第五条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし、株式リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項
(略)	(略)
(略)	(略)

2・3 (略)

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

(略)	(略)
-----	-----

11 (略)

(株式リスク相当額)

第五条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項
(略)	(略)
(略)	(略)

2・3 (略)

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

区 分		率（パーセント）
指定国の代表的な株価指数	零	
その他の株券等	八	

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、十六パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

区 分				率（パーセント）
指定国の株券等	指定国の代表的な株価指数	零		
	流動性の高いポートフォリオ	二		
	その他	四		
その他の株券等	八			

（注）流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区分して管理されているものでなければならない。

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

7 クレジット・デリバティブによりヘッジを行ったポジションに関	2 〜 6 (略)	(略)	(略)	派生商品の種類	留意事項	(金利リスク相当額) 第六条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし、金利リスク相当額を算出するものとする。

(新設)	2 〜 6 (略)	(略)	(略)	派生商品の種類	留意事項	(金利リスク相当額) 第六条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。	区分		率（パーセント）	
							指定国の株券等	十二	その他の株券等	十六

する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジを行う場合又はその逆の場合であつて、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二 金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。

ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について

考慮しなければならない。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジを行った場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三 金融商品取引業者は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合

ハ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合

ニ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスク相当額に係る自己資本賦課を行う。

8 前二項の規定にかかわらず、債券等のショート・ポジションの個別リスク相当額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスク相当

(新設)

額とすることができる。

(削る)

(内部管理モデル方式)

第十条 内部管理モデル方式を用いて算出する市場リスク相当額は、バリュエーション・アット・リスクに乗数(次の表に掲げる超過回数区分に応じ同表に定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

超過回数	乗数
十以上	四・〇〇
九	三・八五
八	三・七五
七	三・六五
六	三・五〇
五	三・四〇
四	三・〇〇
三	三・〇〇
二	三・〇〇
一	三・〇〇
零	三・〇〇

2 前項の「超過回数」とは、算出基準日を含む直近二百五十営業日の営業日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固

(内部管理モデル方式の承認)

第十条 (略)

(内部管理モデル方式による市場リスク相当額)

第十条の二 内部管理モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスク(適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データ(過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下同じ。))を金融商品取引業者が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。))は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュー・アット・リスク

定した場合に発生したと想定される損益をいう。))を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が五回以上十回未満の場合において、当該回数の中に市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。

(内部管理モデル方式の承認)

第十一条 (略)

(新設)

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエ・アット・リスクの平均値に次条第一項に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュエ・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュエ・アット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部管理モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第十一条 内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部管理モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）を一日としてリスク計測モデル（第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデル及び第十四条の八第四項第三号に規定する包括的リスク計測

(新設)

モデルを除く。)を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。)に同じ、同表の下欄に定める値とする。

超 過 回 数	乗 数
十以上 九 八 七 六 五 四 三 二 一 零	三・〇〇 三・〇〇 三・〇〇 三・〇〇 三・四〇 三・五〇 三・六五 三・七五 三・八五 四・〇〇

2 前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数の中に市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

3 前項の規定に基づき、控除を行った場合は、その都度、その旨及

び市場の特殊要因等に起因すると認められると判断した理由を、所管金融庁長官等に届け出なければならない。

(承認申請書の提出)

第十二条 第十条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十三条 所管金融庁長官等は、一般市場リスクの算出について第十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 市場リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「市場リスク管理部署」という。）が、市場リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 市場リスク管理部署は、適切なバック・テストイング及びストレステストを定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認申請書の提出)

第十二条 前条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(承認の基準)

第十三条 所管金融庁長官等は、第十一条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該金融商品取引業者が、定性的基準を満たしていること。

二 当該金融商品取引業者のバリュエーション・リスクの算出方法が、定量的基準を満たしていること。

三 第三条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合においては、その合理的な理由があること。

2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 リスク管理部署をバリュエーション・リスクの算出の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、バリュエーション・リスクを定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三| リスク計測モデルの正確性が、市場リスク管理部署により継続的に検証されること。

四| リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的な、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。

イ| リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ| 第二号に規定するバック・テストイングに加え、金融商品取引業者のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ| 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五| 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第十五条の四第五号において同じ。）が、市場リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六| リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

・アット・リスクを分析し、かつ、当該分析結果に関する報告書を作成していること。

二| リスク管理部署が、過去の市場リスク相当額の算出方法が合理的で適切なものであることを説明する資料を作成し、かつ、保存していること。

三| リスク管理部署が適切なバック・テストイング及びストレス・テストを定期的の実施し、それらの実施手続、結果及び当該結果に基づき必要に応じ執った対策を記載した書類を作成していること。

四| バック・テストイング及びストレス・テストを通じ、必要に応じ、バリュエーション・アット・リスクの算出方法を改善する体制となっていること。

五| 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。次号において同じ。）がリスク管理の手続に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。

六| リスク計測モデルが通常のリスク管理の方法に密接に組み込まれており、かつ、取締役等に基本資料として報告されていること。

七| リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を確立して、その内容を記載した書類を作成し、かつ、それらを遵守するための手段が講じられていること。

八| リスクの計測の過程について、原則として、一年に一回以上内

七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 市場リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュースコアット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は十営業日以上とする。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュースコアット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した

数値とみなすことができる。

二 バリュースコアット・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュースコアット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を

部監査を行うとともに、一年に一回以上外部監査を受けていること。

九 リスク計測モデルが定量的基準を満たしているかどうかについて、一年に一回以上外部監査を受けていること。

3 第一項第二号及び第二項第九号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュースコアット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$VAR(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(注) $VAR(t)$ は、保有期間を t ($t \geq 10$) 日として算出したバリュースコアット・リスクを示す。

二 ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合には、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとする。

三 株式リスク相当額の算出に当たっては、国ごとに計測すること

反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六 マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに正確に把握すること。

八 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 ストレス・バリュエーション・リスクを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

。

四 金利リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨ごとに合理的な数の期間帯に分けて作成されたイールド・カーブ（債券等の利回りと残存期間の関係を表す曲線をいう。）を用いること。

五 外国為替リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨（金を含む。）ごとに計測すること。

六 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、コモディティ等ごとに計測するとともに、他のコモディティ等と相殺を行う場合には、当該コモディティ間の相関係数を適確に把握すること。

七 オプション取引等のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4 所管金融庁長官等は、第十一条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し

なければならない。

- 一 合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。
- 二 自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。
- 三 リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。
- 四 流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。
- 五 イベント・リスク（個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）について、常に合理的な分析を行っていること。

（新設）

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第十三条の二 金融商品取引業者は、一般市場リスクの算出について内部管理モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部管理モデル方式を用いることができる。

2 金融商品取引業者は、債券等に係る個別リスクを内部管理モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えない。この場合において、金融商品取引業者は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部管理モデル

方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 所管金融庁長官等は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第十条第一項の承認をしようとするときは、前条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部管理モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために金融商品取引業者が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを金融商品取引業者が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に該当するものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が市場リ

スク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号及び第十四条の八第五項第一号へにおいて「ベースス・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。）を正確に把握していること。

六 バック・テストイングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5

追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあると的前提を置くことができる。

-
- 二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。
 - 三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。
 - 四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。
 - 五 集中リスクを把握していること。
 - 六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外での有価証券等の額の相殺をしていないこと。
 - 七 主要なベーク・リスクを把握していること。
 - 八 有価証券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実にないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該有価証券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。
 - 九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック
-

・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、市場リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリスクによる影響を勘案していること。

ロ 金融商品取引業者が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 金融商品取引業者がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 有価証券等の非線形リスクを把握していること。

(届出及び承認の取消し)

第十四条 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 超過回数(第十一条第一項に規定する超過回数をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。)が四回以上となったとき。

四 前二条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

2 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して所管金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第十条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が十

(届出及び承認の取消し)

第十四条 第十一条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 超過回数(第十条第二項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第四項において同じ。)が四回以上となったとき。

四 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

2 第十一条第一項の承認を受けた金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

回以上となったときは、速やかに承認の基準の充足状況の分析を行い、その結果を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

4|
(略)

5| 所管金融庁長官等は、超過回数が十回以上となった場合において、当該金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十条第一項の承認を取り消すことができる。

(削る)

6 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項及び第四項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十条第一項の承認を取り消すことができる。

第四節 証券化証券等

(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)

第十四条の二 第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付

3|
(略)

4| 所管金融庁長官等は、超過回数が十回以上となった場合において、当該金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十一条第一項の承認を取り消すことができる。

5| 前項の規定にかかわらず、第十条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十一条第一項の承認は、その効力を失う。

6 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該金融商品取引業者の第十一条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合 （パーセント）	再証券化証券等の場合 （パーセント）
6 1	一・六	三・二
6 2	四	八
6 3	八	十八
6 4	二十八	五十二

6 5	自己資本控除
--------	--------

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の場合 （パーセント）	再証券化証券等の場合 （パーセント）
7 1	一・六	三・二
7 2	四	八
7 3	八	十八
7 4	自己資本控除	自己資本控除

2 川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三に定めるリスク・ウェイトを適用する。

3

前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 適格格付業者の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 金融商品取引業者が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

四 信用補完機能を持つIOストリップス

4

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付業者の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金融商品取引業者が保有する有価証券等の個別リスク相当額を適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化証券等の格付業者として実績のある適格格付業者により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して付与された格付が、当該金融商品取引業者による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第七項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

5 第三項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 金融商品取引業者が、同種の証券化証券等に対して利用する一又は複数の適格格付業者を定め、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用していないこと。

三 金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 金融商品取引業者の保有する証券化証券等の裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、当該証券化証券等に係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 金融商品取引業者が、第一条第五十五号イ又はロの規定により

再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつてゐる証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための規程等を作成していること。

6 金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

7 金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して当該金融商品取引業者により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該金融商品取引業者が保有する証券化証券等の一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化証券等及び当該流動性補完等に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、当該証券化証券等又は当該流動性補完等に係る個別リスク相当額のうち最大の額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

8 第六条第一項、第七項及び第八項の規定は、証券化証券等の個別リスク相当額の計算について準用する。

（無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例）

第十四条の三 前条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（前条第三項に該当する場合を含む。以下同じ。）の証券化証券等について、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化証券等が最優先証券化証券等（証券化証券等の裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化証券等である場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化証券等が含まれているものを除く。）をいう。）であること。

二 金融商品取引業者が、当該証券化証券等の裏付資産の構成を常に把握していること。

2 前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化証券等について、自己資本控除に代えて、当該証券化証券等の原資産を構成する個別の資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち最も高いものと八パーセントのうち、いずれか高い方を適用して個別リスク相当額を計算することができる。

（新設）

一 当該証券化証券等が経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化証券等に対して十分な個別リスクを引き受けていると認められること。

二 金融商品取引業者が、当該証券化証券等に係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

3 前条第三項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完については、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち、最も高いものを用いて計算することができる。

4 金融商品取引業者は、無格付の証券化証券等について、当該無格付の証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額に係る前条に規定するリスク・ウェイトの加重平均値に集中レシオ（当該無格付の証券化証券等に係る証券化取引に関する全ての証券化証券等の額の合計額を、当該無格付の証券化証券等が含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化証券等の額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値を個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化証券等は、自己資本控除とする。

5 前項本文の規定が適用される無格付の証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化証券等より

も優先され、かつ、格付を有する証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(オフ・バランス取引の証券化証券等)

第十四条の四 次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化証券等については、当該証券化証券等の名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもつて当該証券化証券等の時価額とみなす。

- 一 適格格付業者による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて個別リスク相当額が算出される適格流動性補完 百パーセント
- 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 四 前三号に掲げるオフ・バランス取引以外のオフ・バランスの証券化証券等(保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。) 百パーセント

2 金融商品取引業者は、一の証券化証券等について自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の個別リスク相当額のみを自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(新設)

(証券化証券等に対する保証等の取扱い)

第十四条の五 金融商品取引業者が証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該金融商品取引業者は、被保証債権又は原債権である証券化証券等を保有している場合と同様の方法により、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出しなければならない。

2 前項の場合において、第十五条第一項第三号の規定にかかわらず、取引先リスク相当額は取引先に対するポジションについて第十五条第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じたものとする。

(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額)

第十四条の六 第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・

(新設)

(新設)

デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスク相当額は、第十四条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスク相当額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3 第六条第八項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の計算について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあつては、その個別リスク相当額の算出については、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、「証券化証券等」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個

別リスク相当額の削減)

第十四条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ

ティブを保有する金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める方法により個別リスク相当額を削減すること
ができる。

(新設)

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ
ティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合 当該一
の資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トウ・デフォルト
型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一の
資産に係る部分の額(当該額が当該ファースト・トウ・デフォ
ルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額よりも小さい
場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリ
バティブの個別リスク相当額とする。次号において同じ。)とを
、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスク相
当額を相殺する方法

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ
ティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該
複数の資産のうち一の資産の個別リスク相当額と当該ファースト
・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相
当額のうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの
額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺さ
れる額が最も小さい資産についてのみ個別リスク相当額を相殺す
る方法

(内部管理モデル方式の承認)

第十四条の八 金融商品取引業者は、所管金融庁長官等の承認を受けた場合には、第十四条の二から前条までの規定により算出されるコリレーション・トレーディングにおける個別リスク相当額に代えて、内部管理モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けた金融商品取引業者は、第十四条の十一の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、内部管理モデル方式を継続して使用しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

4 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部管理モデル方式の運用が次項各号に定める基準に適合していることを示す書類

(新設)

四| その他参考となるべき事項を記載した書類

5| 所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ| デフォルト・リスク

ロ| 格付遷移リスク

ハ| 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ| クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ| インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ| ベーシス・リスク

ト| 回収率の変動に係るリスク

チ| ヘッジのリバランスに係るリスク

二| 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三| 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四| 内部管理モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五| 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六| 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに

(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに) 所管金融庁長官等へ報告するために必要な体制が整備されていること。

(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)

第十四条の九 内部管理モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の包括的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 次項又は第三項の規定により算出された個別リスク相当額に八パーセントを乗じて得た額

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のロング・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節(第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。)までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又

(新設)

は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のショート・ポジションについて、第十九条第一項において準用
する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及
び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した
個別リスク相当額の合計額

3

前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する
内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業
者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲
げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又
は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用す
る川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から
第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算
出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又
は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用
する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項か
ら第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により
算出した個別リスク相当額の合計額

（変更に係る届出）

第十四条の十 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

(新設)

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第十四条の十一 所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第十四条の八第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率 (パーセント)
指定国、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。） 国際機関	一・二
適格格付を付与されていない金融機関等（国際機関を除く。）	五

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率 (パーセント)
指定国 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等	一・二
適格格付を付与されていない金融機関等	五
適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人	二十五

適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人等	二十五
個人	二十五

(注1) (注5) (略)

4 9 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第十五条の二 前条第一項から第七項までの規定にかかわらず、同条第一項から第四項までに掲げる取引については、所管金融庁長官等の承認を受けた場合には、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 金融商品取引業者が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットینگ・セット(当該ネットینگ・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条及び第十五条の四第十一号において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\frac{A}{B}$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\frac{C}{D}$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットینگ・セット

等	
個人	二十五

(注1) (注5) (略)

4 9 (略)

(新設)

を構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の Δt_k が加重平均した実効EPEを用いるものとする。

与信相当額 $=\alpha \times$ 実効EPE

α は、1.4（取引先リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。）

実効EPE $=\sum_{k=1}^n$ 実効E $E_{t_k} \times \Delta t_k$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

実効E $E_{t_k} = \max(E_{t_{k-1}}, E_{t_k})$

E_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部セザルにより推計された有価証券等の額の平均（以下「期待エクスポート・エクスポート」とする。ただし、実効 E_{t_0} は、カレント・エクスポート・セッター（期待エクスポート・セッターの算出の対象となるネット・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネット・セット・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。）とする。

3 金融商品取引業者は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができ。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対する有価証券等に係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用

されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を ΔP を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていることとし、 EPE は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 EPE の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均した EPE を用いるものとする。

$$EPE = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k$$

n は、 t_n が一年となるような n

$$\Delta t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの有価証券等の額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 金融商品取引業者は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグ्रीメント（当該取引相手方に係る有価証券等の額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による

効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $E_{t,k}$ に代えて、 $E_{t,k}$ を用いることにより同項第二号に規定する $E_{t,k}$ を計測する方法を使用することができる。

5 金融商品取引業者は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $E_{t,k}$ とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対する有価証券等の額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E_{t,mp} - E_{t,o}$$

$E_{t,mp}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保の市場リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間中は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットについては五営業日、それ以外の全てのネットインゲ・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E_{t,o}$ は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の $E_{t,k}$

E P E

(承認申請書の提出)

第十五条の三 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が次条各号に定める基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

(新設)

第十五条の四 所管金融庁長官等は、期待エクスポージャー方式の使

(新設)

用について第十五条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、取引先リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第四号ロにおいて同じ。）及びストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際の有価証券等の額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変

更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ バック・テストイングに加え、金融商品取引業者のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等が期待エクスポージャーに係る取引先リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る取引先リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポー

ジャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第十五条の二第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第十五条の五 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が前条各号に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やか

(新設)

に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第十五条の六 所管金融庁長官等は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第十五条の二第一項の承認を取り消すことができる。

（新設）

（段階的適用等）

第十五条の七 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第十五条の三第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、取引先リスクの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

（標準処理期間）

（標準処理期間）

第十八条 所管金融庁長官等は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十条第一項、第十四条の八第一項及び第十五条の二第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2
(略)

(川上連結告示の準用)

第十九条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。)までの規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十条、第二百六十一条、第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

第十八条 所管金融庁長官等は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十一条第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2
(略)

(新設)